

進路指導部通信

県立高等特別支援学校
進路指導部
2017. 9. 15 NO. 6

夏休みが終わり、過ごしやすい季節を迎えました。爽やかな風にふかれながら、生徒達は体育大会に向けて練習に取り組んでいます。

体育大会の練習には、働くために必要な多くのスキルが含まれています。自分の出番を把握し、進行状況を判断して時間に遅れずに召集場所に行く自己管理能力、演技や競技に全力で取り組む意欲や態度、仲間と協力する協調性等、仕事の現場でも必要となる力をつける機会でもあります。また係活動では、与えられた自分の仕事を最後までやり遂げる責任感を身につけていきます。たくさんある活動の中でも、生徒の本当の力が垣間見られるのは、目立たない準備や後片づけの時だと思って毎年生徒達の動きを見えています。スポットの当たらない裏方の仕事にも手を抜かず一生懸命取り組むことが出来るかどうか、そこが就労してからもずっと変わらず働き続けることができるかどうかを表している重要なポイントであると思っています。生徒の皆さんには、今年の体育大会に去年の自分よりも成長した姿で臨み、自分の役割をしっかりと果たして力をつけてくれることを期待しています。

3年生就職活動の様子（8～9月）

今年の夏は例年になく結合実習の多い夏となりました。夏休み中、お盆も含め、常に3年生の誰かが実習に行っている状況で、進路指導部と3学年担任団が分担して巡回に行きました。3年生の生徒は、夏休み中の面接や実習に即座に対応し、暑さの厳しい中での実習も無事にやり遂げ立派でした。様々なドラマもありましたが、彼らの努力が報われ、次回の実習につながることを願います。

さて、いよいよ9月16日から『平成30年3月高等学校等新規卒業予定者を対象とする採用選考』が始まります。内定が出る時期は、企業によって様々です。実習がうまくいっていても、3月まで内定を出さない企業もあります。多くの企業は体育大会以降に実習を行い、その実習がうまくいけば年内に内定をいただくことが多いです。稀に秋の実習は実施せずに、比較的早い時期に内定をい

ただく場合もあります。しかしながら、生徒の中には実習のお話ぐるのを根気強く待っている生徒もいます。内定をいただいても周りへの配慮を忘れずに、学校では内定をもらったことを公言することがないように気を付けて欲しいです。また、いつも言っているように内定はゴールではありません。スタートラインにつくことが許されただけにすぎません。「内定＝ゴール人間」にならぬよう、充実した意義のある学校生活を送って欲しいと思います。

合同面接会について

毎年、ハローワーク主催の合同面接会が、9月下旬と2～3月に行われます。尼崎・神戸・姫路の3会場で行われ、多数の会社(地域によって差があります)の面接を受けられる貴重な機会です。それぞれの地域に通える居住地に住んでおり、まだ結合実習のお話が来ていない生徒が対象となります。合同面接会では参加する企業も多い分、就職希望者も多く集まります。個々の引率・指導はできませんので、保護者の責任で参加していただくことになります。受付に並んで整理券を受け取り、複数の会社の面接を受けます。面接会の選考を通過すると、二次選考の連絡(電話や郵送等)が本人に来ます。複数の企業から選考通過の連絡をいただくこともあります。学校の結合実習のお話は、「1人1社」で複数の企業を同時進行で進めることはできませんが、合同面接会に限って、複数の会社を同時進行で進めることが可能です。合同面接会で良いご縁に出会える生徒もいます。今年も良い出会いの多い面接会となることを祈っています。



*兵庫県労働局HPより
参加企業一覧などの詳細は
兵庫県労働局HPをご覧ください。

就労移行支援事業と労働施策の連携

就労が難しい場合は・・・

就労を希望しているが、一般就労にはまだ早いと思われる場合は、障害者の就労を促進する以下の障害福祉サービスを受けることができます。

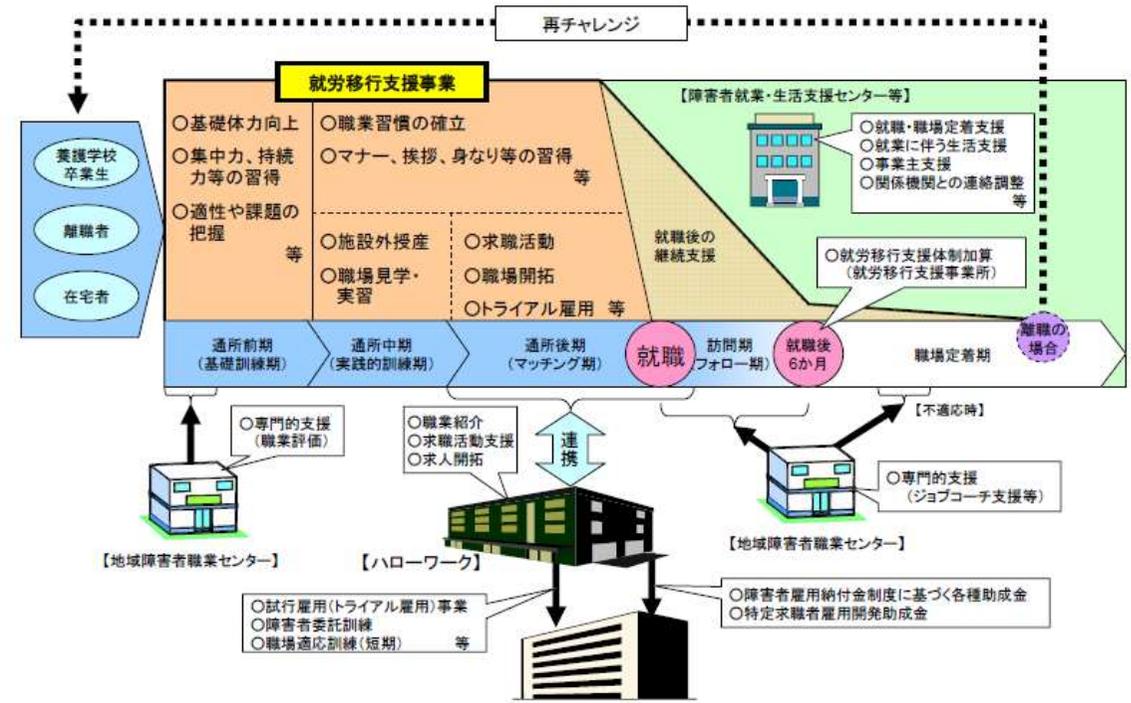
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に合った職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)
対象者	① 企業等への就労を希望する者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

1、「就労移行支援事業所」

出典:厚生労働省より

一般企業等で就労する為に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うところです。事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。学校を卒業して企業就労するにはまだ力が及ばない生徒が、能力向上の為に入所し就労をめざします。県内にも様々な就労移行支援事業所がありますが、その内容は事業所によって様々です。入所後にどんな作業や実習ができるのか、見学や体験利用ができますので、入所を希望する場合には必ずよく調べておくようにしましょう。



出典:厚生労働省より

2、「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」

2つの類型(A型・B型)があります。就労継続支援A型事業は福祉就労ではありませんが、雇用契約が結ばれること、最低賃金(10月1日より819→844円)以上が保障されていることから、本校では一般就労と位置づけています。A型・B型は「雇用契約」があるか無いか、「賃金」(労働)か「工賃」(作業)か、という点で大きな違いがあります。B型の場合は事業所によって格差があります。兵庫県の場合、ただけの工賃は15,000円/月程です。A型・B型では利用者に求められることも違ってきますが、A型でもB型でも「継続」という趣旨から毎日安定して働くことが絶対条件となります。背伸びせず自分に合った福祉事業所を選ぶことが、結果として最善の進路先となります。

【お知らせ】 進路セミナーを10月27日(金)に開催します。ゲストには、(株)あしすと阪急阪神の方々、本校卒業生や保護者の方をお招きします。働くこと、社会人になって学んだこと等をアドバイスして頂きます。直接質問もできる貴重な機会となっております。また同日に現場実習説明会と現場実習下見・挨拶も行われますので、ご準備よろしくお願ひします。

現場実習説明会 9時50分～10時35分(1年縫工室/2年会議室) 現場実習下見・挨拶 13時10分～(1・2年生の保護者は昼食をご用意ください)

進路セミナー 10時45分～12時25分(体育館)